

	文書分類	回 覧 処 分				
	M・5・1・8	会 長	副 会 長	事 務 局 長	係 長	係 員
月 日	保存種別					
	永 久					

川崎町農業委員会

11月総会議事録

期 日 令和3年11月10日(水)

場 所 川崎町役場庁舎

2階 入札室

令和3年11月10日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場庁舎2F入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後13時30分

2、出席委員(9人)

1番 田所 義信	2番 重藤 義光	3番 中村 明
4番 松江 英幸	5番 星野 宗広	6番 山下 理江
7番 政時 修		9番 原 健治
10番 原口 友博		12番 西山 一郎
13番 大内田峰夫		

3、欠席委員(2人)

8番 藤川 航
11番 中島 隆

4、本会事務局 事務局長 林勇 会計年度任用職員 城戸 里美

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 第12番 西山委員 第13番 大内田委員

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 非農地証明願いについて
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
(利用権設定)の公示について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書
(合意解約)について
- 報告第2号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の一部改正
について

その他

事務 局長 定刻になりましたので、只今から令和3年11月総会を開催いたします。
意見等がある場合は挙手をして発言してください。
会長挨拶をお願いします。

議 長 (挨拶)

事務 局長 本日は13名中、11名の出席であります。定足数に達していますので、総会が成立しております。議長は会議規則4条の規定により会長にお願いするようになっておりますので会長は議事進行をお願いいたします。

議 長 それでは議事に入ります。

議 長 議事録署名人は、12番■■■■委員と13番■■■■委員よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請、番号1についてですが、会議規則第15条の規定により、当事者は議事に参与することは出来ません。■■■■委員は当事者でございますのでの一時退席をお願いします。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請、番号1について、事務局説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号番号1、について説明します。

議案書は、1ページです。

朗読いたします。

番号1、譲受人住所、川崎町大字田原■■■■番地、氏名、■■■■、年齢■■■■、家族構成、人員4、農主0、農従2、耕作面積、自作地4710、小作地0、計4710、農機具の状況一式、譲渡人住所、川崎町大字田原■■■■、氏名、■■■■、年齢■■■■、家族構成、人員4、農主0、農従2、耕作面積、自作地3858、小作地0、計3858、農機具の状況一式、土地の所在、大字田原字金国道、地番、2409番、地目、畑、地積899、通作時間車で5分、申請理由、売買。

■■■■は、米・柚子・胡椒を生産し、柚子胡椒等の加工品の販売を行っています。

取得する899㎡については、唐辛子を作付けいたします。

場所等につきましては、■■■■の横です。2ページ位置図と3ページの航空写真で確認をお願いいたします。

11月5日に■■■■委員と■■■■委員で現地確認をしました。

以上です

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりましたが、現地確認をした■■■■委員、補足説明をお願いします。

■■■■ 委員

11月5日に現地確認いたしました。現地はきちんと管理されており、問題ないと思います。

只今の事務局の説明及び推進委員の補足説明について質疑及び意見のある方は挙手願います。

■■■■ 委員

3ページの航空写真を見ると一部分に建物が建っていますが、この部分は何ですか。

事 務 局

農業用倉庫です。

議 長

他ございませんか。

無いようですので、お諮りいたします

議案第1号・番号1について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

賛成多数ですので、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請番号1については、原案のとおり承認とします。

(■■■■委員は席へお戻りください。)

続きまして、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請、番号2について、事務局説明をお願いします。

事 務 局

議案第1号番号2、について説明します。

議案書は、4ページです。

朗読いたします。

番号2、譲受人住所、川崎町大字川崎■■■■、氏名、■■■■、年齢■■■■、家族構成、人員4、農主0、農従1、耕作面積、自作地10142、小作地0、計10142、農機具の状況トラクター、譲渡人住所、川崎町大字田原■■■■、氏名、■■■■、年齢■■■■、家族構成、人員5、農主0、農従0、耕作面積、自作地101、小作地0、計101、農機具の状況無、土地の所在、大字川崎字ツカモトヤシキ、地番、4014番3、地目、田、地積20、他2筆、合計141㎡、通作時間徒歩1分、申請理由、交換。■■■■さんの農地40㎡と■■■■さんの農地101㎡を交換するものです。6ページをお開きください。航空写真を見て分かるように、左の赤い部分は■■■■さん所有の農地であります、20年以上も前より■■■■さんの倉庫が建っています。この分は非農地証明願いを申請する予定です。また右の赤い部分は、■■■■さん名義の田ですが■■■■さんが耕作している農地の一部であり、この農地と交換するものです。

遊休農地となっています。今回福岡市の■■■さんは■■■さんの知人の紹介で取得し、低農薬、有機栽培など体に優しいコメや、野菜を作っていくということです。9-1 ページに営農計画書を添付しています。通作時間は約 80 分です。また 150 日以上農業に従事することも可能であるということです。

11 月 5 日に■■■委員と■■■委員で現地確認をしました。

以上です

ただ今、事務局の説明が終わりましたが、現地確認をした■■■委員、補足説明をお願いします。

■■■ 委員

11 月 5 日に■■■委員と、事務局で現地確認しました。

■■■番■■■は、草刈りをすれば耕作可能な農地です。残りの農地については、木等が茂っており伐採が必要です。

■■■さんは、少しずつ伐採し畑として利用するそうです。

議 長

只今の事務局の説明及び推進委員の補足説明について質疑及び意見のある方は挙手願います。

■■■ 委員

■■■さんの知人の紹介で贈与ということですが、福岡市の方が耕作できるのですか。

■■■ 委員
議 長

■■■さんは、近隣に借家を探し、当地を耕作して行くそうです。他ございませんか。

(なし)

無いようですので、お諮りいたします

議案第 1 号・番号 3 について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

賛成多数ですので議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請番号 3 については、原案のとおり承認とします。

続きまして、議案第 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、申請者より今回保留の申し出がありました。

保留内容について、事務局説明をお願いします。

事 務 局

説明保留の理由を説明いたします。

P12 をお開きください。町道より申請地に入る際に、町道と申請地の間に 1 筆農地があります。その農地も含め転用したい。今所有者と話をしている最中であり、今回保留させてほしいということです。

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりました。

議案第 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、保留とします。

続きまして、議案第 3 号非農地証明願い番号 1 について、事務

事務局

局説明をお願いします。

議案第3号番号1、について説明します。

議案書は、15ページです。

朗読いたします。

番号1、申請者住所、川崎町大字池尻■■■■番地、氏名、■■■■、土地の所在、大字池尻字東麦田300番、登記地目、田、現況、雑種地、地積、946、他1筆、合計2407㎡、申請理由、20年以上も前からスーパー等が建っており現在取り壊し基礎コンクリートが残った状態であり農地への復旧が困難である。議案書の申請理由に書いていますよう、申請地は20年以上も前よりスーパー等が建っていました。現在取り壊し、アスファルト舗装が残った状態で農地への復旧が困難です。

また、雑種地として課税されており、近隣の営農にも影響がないと思われます。

よって、非農地証明書の交付はやむをえないと考えます。

16ページに位置図、17ページに航空写真、18ページに現況写真を添付しています。以上です。

議長

ただ今、事務局の説明が終わりました。

委員

現地確認をした■■委員は補足説明をお願いします。

以前スーパーと本屋が建っていましたが、現在取り壊しています。今は、基礎コンクリートや舗装が残っているため農地への復旧は困難とおもいます。

議長

只今の事務局の説明及び推進委員の補足説明について、質疑及び意見のある方は挙手願います。

(なし)

無いようですので、お諮りいたします議案第3号番号1について、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

賛成多数ですので、議案第3号非農地証明番号1については、原案のとおり承認とします。

続きまして、議案第3号非農地証明願い番号2について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第3号番号2、について説明します。

議案書は、19ページです。

朗読いたします。

番号2、申請者住所、川崎町大字安真木■■■■番地、氏名、■■■■、土地の所在、大字安真木字梅林2997番、登記地目、田、現況、雑種地、地積、640、申請理由、20年以上も前よ

り資材置き場として利用しており、農地への復旧が困難である。申請者、■■■■さんは、父より受け継いで建設業を営んでいます。当地は、その時から資材置場として利用しており、21ページと22ページの写真を見てわかるよう、農地への復旧は困難であります。また、雑種地として課税されており、近隣の営農にも影響がないと思われます。よって、非農地証明書の交付はやむをえないと考えます。

ただ今、事務局の説明が終わりました。

現地確認をした■■■■委員は補足説明をお願いします。

■■■■ 委員
議 長

■■■■さんは20年以上も前より申請地を資材置き場として利用していました。農地への復旧は困難と思います。

只今の事務局の説明及び推進委員の補足説明について、質疑及び意見のある方は挙手願います。

(なし)

無いようですので、お諮りいたします

議案第3号、番号2について、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

賛成多数ですので、議案第3号非農地証明番号2については、原案のとおり承認とします。

続きまして、議案第3号非農地証明願い番号3について、事務局説明をお願いします。

事 務 局

議案第3号番号3、について説明します。

議案書は、23ページです。

～朗読～

24ページの位置図をご覧ください。申請地、荒平から旧山田へ向かう途中に位置し、天城霊園の先です。

26ページの現況写真をご覧ください。

当地は荒廃化し、一部木も生えており、農地への復旧は困難であります。隣接地にも農地は無く近隣の営農にも影響がないと思われます。よって、非農地証明書の交付はやむをえないと考えます。以上です。

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりました。

現地確認をした■■■■委員は補足説明をお願いします。

■■■■ 委員

現地を確認しました。写真のわかるように木も茂っており農地への復旧は困難と思います。

議 長

只今の事務局の説明及び推進委員の補足説明について、質疑及び意見のある方は挙手願います。

(なし)

■■■■、賃借人住所、川崎町大字川崎■■■■番地、氏名、■■■■
■■■■、土地の所在、大字川崎字ユルギ田、地番、4302番、地目
田、地積、1,923、他1筆、合計2筆、3,837㎡、契約
期間、平成26年5月20日から令和6年11月19日、10年
間、権利の種類、農業経営基盤促進法による賃借権、申請理由、
耕作者変更のため、

議案書の番号1、番号2については、申請理由の通り■■■■さ
んより耕作者を変更するものです。

P32に位置図、P33に航空写真を添付しています。場所を
確認してください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明が終わりました。

質疑のある方は挙手願います。

無いようですので、報告第1号・番号1、番号2を終わります。

つづきまして、報告第2号農業経営基盤強化の促進の関する基本
的な構想の一部改正について事務局は説明をお願いします。

事 務 局

報告第2号、主な変更点説明

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりましたが、質疑及び意見のある方
は挙手願います。

■■■■ 委員

資料に別紙3がついていません。

事 務 局

漏れていますのね、後ほどお配りいたします。

他にありませんか。無いようですので、報告第2号農業経営基
盤強化の促進に関する基本的な構想の一部改正については意義
なく適切であると、意見書を提出します。

その他に入ります。事務局何かありますか。

事 務 局

意向調査書と非農地決定を未提出の委員は早急に提出願います。

農業新聞と農業者年金の加入推進をお願いします。

活動記録簿の提出をお願いします。

議 長

農業新聞、農業者年金の加入推進と、活動記録簿の提出
をお願いします。

他に何かありますか。

本日の議題はすべて終了しました。

次回の総会は12月10日（金）、13時30分から開催します。

以上を持ちまして川崎町農業委員会11月総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会 14時25分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

12番委員 _____

13番委員 _____

議 長 _____